

# 75歳以上の方へ 後期高齢者医療制度

(一定の障がいがあり65歳以上で県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方を含む)

●問合せ先 市役所国保年金課 医療福祉G 内線107、108

## ◎新しい保険証は7月下旬に送付します

8月1日(金)から使用する新しい保険証は、7月下旬に被保険者個人に簡易書留で郵送します。不在の場合、郵便局では不在通知を残して一定期間保管した後、国保年金課で保管します。

- 保険証の記載内容をご確認ください。記載内容に変更がある場合は、国保年金課にご連絡ください。
- 保険証は常に手元に保管して、医療機関等にかかるときは、必ず窓口で提示してください。
- 医療機関で支払う医療費における一部負担金の割合は、平成26年度(平成25年分)の住民税課税所得等を基に判定しています。
- 一部負担金の判定において、新たに住民税非課税世帯に属することとなった方には、限度額適用・標準負担額減額認定申請書を送付しています。まだ申請していない方は、国保年金課に申請書を提出し、認定証の交付を受けてください。

- ・過去に認定証の交付を受けた方で、8月以降も該当となる場合は、原則として保険証と一緒に認定証を郵送します。
- ・保険証、認定証を提示することにより、各医療機関等における1か月の窓口負担は、自己負担限度額までとなります。

## ○自己負担限度額

複数の病院、薬局での合計金額が自己負担額を超える場合は、高額医療費として払い戻されます

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% ※4回目以降は44,400円
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

## ◎保険料の算定

後期高齢者医療では、被保険者全員が個人ごとに保険料を納付します。保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者ごとの所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。平成26年度は平成25年度と同じ保険料率で、次のように算定されます。

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{1年間の保険料額} \\ (100円未満切捨て) \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{均等割額} \\ 39,500円 \end{array}} + \boxed{\begin{array}{l} \text{所得割額} \\ (\text{総所得金額等} - 33万円) \times 8.0\% \end{array}}$$

※世帯の所得水準によって軽減される場合あり/年度の途中で対象になった場合は月割りで計算

**特別徴収** 年金を受給している方は年金から天引き(保険料の通知は7月下旬に発送)

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	平成27年2月
平成24年中の所得に基づいた徴収額(平成26年2月に天引きされた場合は、その額と同額)			平成25年中の所得に基づき算定した年間保険料から、仮徴収額を差し引いた額を3回に分けて納付		

・次のような場合は特別徴収になりません。

- ▷天引き対象の年金受給額が年額18万円未満の方
- ▷介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える方

**普通徴収** 特別徴収対象外の方は納付書(口座振替)で金融機関等で納付(納付書は7月中旬に発送)

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成27年1月	2月
4月～翌年3月の1年間分を8回に分けて納付/口座振替を希望する方は事前に手続きが必要(国民健康保険税や介護保険料等を口座振替にしている方でも、別途申し込みが必要)							

■災害などの特別な理由により、保険料を納付することが困難な方はご相談ください。